

公募型企画競争(労働者派遣)

次のとおり公募型企画競争(労働者派遣)に付します。

2026年2月6日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

調達部長 辻 宏司

1. 調達内容

(1)調達件名	(派遣)2026年度 科学推進部 国際調整業務等に係る事務支援
(2)調達の概要	調達仕様書(JX-PSPC-583983※以下同)のとおり。
(3)調達の特質等	調達仕様書のとおり。
(4)派遣希望期間	2026年4月1日～2027年3月31日 ※契約日は2026年4月1日とする。
(5)事業所単位の派遣受入期間抵触日	2027年4月1日
(6)履行場所	主に当機構の相模原キャンパス 詳細は調達仕様書のとおり。

2. 競争参加資格

(1)競争参加資格	国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、2025年度に資格種別「役務の提供等」の等級「A」「B」「C」「D」いずれかに格付されており、選定日に有効な者であること。また、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の定めに基づく事業の許可が有効な者であること。加えて、「JAXA労働者派遣契約標準約款」に従い「労働者派遣個別契約」を当機構と締結できる者であること。
(2)競争に参加できないもの	競争に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者、資格審査申請書およびその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者、警察当局から暴力団員等が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として建設工事および測量等ならびに物品の販売および役務の提供等の調達契約からの排除要請の対象となり状態が継続している者等。

3. 技術提案書の作成及び提出に係る事項

(1)提案要請書の交付方法	https://forms.office.com/r/r1s4ZbiapP 上記のフォームに必要事項を入力し取得するものとする。 交付期間：2026年2月6日～2026年2月25日12時00分 ・上記URLにアクセスできない場合は3.(4)のメールアドレスに問い合わせること。 ・フォーム入力から書類一式の送付まで最大1時間程度要することがある。1時間以上たっても書類が届かない場合は3.(4)のメールアドレスに問い合わせること。 ※依頼にあたっては、メールの件名を「(本書右上番号)調達件名」とし、本文に「社名」「担当者名」「電話番号」「メールアドレス」「所在地」「書類発送先住所」などを明記すること。
(2)説明会の日時および場所	本件については実施しない。
(3)提案書提出の締切および方法	2026年2月26日(木)10時00分までに、①提案書(ワーク・ライフ・バランス等の指標を加点をする場合は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等を証する書類を添付)、②国の競争参加資格(全省庁統一資格)通知書の写し、③労働者派遣事業者の許可を証明できる文書の写し、を各1部ずつ、次項の連絡先へ提出すること。電子メール、郵送(記録が残る方法に限る)による提出も同様とする。
(4)問合せ連絡先等	〒252-5210 神奈川県相模原市中央区由野台3-1-1 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 研究・事業調達室 本村彩 TEL:070-1170-2436 MAIL:SAGAMIHARA-2KEI@ml.jaxa.jp
(5)契約相手方の選定日(予定)	2026年3月12日(木) ※選定結果については、JAXA公開webにて公示する。 https://stage.tksk.jaxa.jp/compe/koukai/koukoku.html

4. その他

- (1) 手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
なお、本調達の実行期間中に消費税率などが変更となった場合は、その時点の法令等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 提案者に要求される事項
選定日の前日までの間において、調達部長および調達部長から指名された者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、選定後であっても、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定などが取消等によって提案時と異なる状況となった場合は、速やかに当機構へ届け出るものとする。
- (3) 選定の無効について
本公告に示した競争参加資格の無い者による提案、提出資料等に虚偽の記載をした者による提案、及び提案要請書に記載する本提案に関する条件に違反した提案は無効とする。
- (4) 契約書の要否
必要(以下のWebページで公開している個別契約書による)
https://stage.tksc.jaxa.jp/compe/fundamental_j.html
- (5) 契約相手方の選定方法
当機構が提案内容等を総合的に審査し、当機構に最も有利な提案を行った者を契約相手方として選定する。
- (6) その他
派遣予定者の辞退を理由として辞退する場合も指名停止(2週間～)の対象となる。派遣予定者の提案にあたっては、同一の者が複数社から重複して提案されることの無いよう、派遣予定者本人への事前確認を十分行うよう留意すること。

その他、詳細や不明点は、提案要請書または上記3(4)の連絡先へ選定までに確認すること。

※個人情報の取扱いについて

ご提出いただく資料に個人情報が含まれる場合、当該個人情報については適切に管理するとともに、本件の目的以外には使用いたしません。